

第2章 将来像の実現に向けて

基本目標4

誰もが誇りや憧れを抱く

安全安心で快適なまちの実現

(まちづくり分野)



目指す姿

- 多様な主体による地域特性を活かしたまちづくりが進められ、まちの活力や安全性などが高まり、魅力が向上しています。

施策の指標

指 標 名	現 状 (令和4年度末)	目 標 (令和10年度末)
区民のまちづくり活動への参加意向	50.8% (令和3年度末)	65%

現状と課題

○区では、平成31年3月に策定した「台東区都市計画マスタープラン」に基づき、区民や民間事業者、地権者などと協働し、まちづくりを推進しています。同プランでは地域別のまちづくり方針などを示しており、区は、各地域で活動しているまちづくり団体への支援を行うなど、地域主体のまちづくりに取り組んできました。今後も、拠点性の向上やまちづくりの課題解決が求められる地域において、地域特性を最大限に活かし、積極的にまちづくりを推進する必要があります。

○国において、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかを形成することで、都市の魅力を向上させ、まちなかににぎわいを創出する必要性が打ち出されています。区では、主に上野・浅草・谷中地区において、歩行者中心のまちの形成に向けて検討を進めています。今後本格化する人口減少社会において、人々がまちに魅力を感じて集まり、働き、暮らすためには、利便性を備えるだけでなく、安全性・歩行者回遊性に優れた空間形成や環境負荷に配慮したまちづくりなど、質の高い持続可能な都市を構築する必要があります。

また、まちづくり分野においては、AI[※]やビッグデータ等の新技術を活用し、都市の活動を可視化することにより住民の利便性向上や地域経済の活性化等を図る「スマートシティ[※]」の実現に向けた取り組みが進められています。区においてもこうした新技術を導入し、快適で豊かな生活を実現できるまちづくりに向けて、DX（デジタル・トランスフォーメーション）[※]を推進していく必要があります。

○区では、各地域で活動しているまちづくり団体などへの支援や、公共空間を利活用する



社会実験の実施などにより、地域主体のまちづくり活動を促進してきました。今後も、区民や事業者などの多様な主体と合意形成を図りながら、まちづくりに取り組んでいく必要があります。また、そのようなまちづくりを進める体制の構築や新たなまちづくりの担い手を育成する必要があります。

○区では、まちづくりに係る新たな制度設計に取り組むための方向性を示すため、令和5年3月に「台東区まちづくり誘導方針」を策定し、地域主体のまちづくりを促進するための機運を醸成しています。より良い市街地の形成を図るためには、ものづくりや観光などにより賑わう地域をはじめ、商業と住宅が共存する地域や閑静な住宅街など、地域特性に応じたまちづくりを進めるための仕組みづくりが必要です。

■ 主な取り組み

① 重点的なまちづくりの推進

文化・芸術資源が高度に集積している上野地区や、日本を代表する国際的な観光地である浅草地区、江戸東京の歴史・文化資源が残る谷中地区など、まちづくりを重点的に行う必要がある地域において、その地域特性を踏まえたまちづくりを推進します。

② ウォーカブルなまちづくり※の推進

まちなかを車中心からひと中心の空間へと転換し、人々が多様な活動をする場へと改変する取り組みを推進するため、道路空間等を利活用する社会実験及びICTを活用した効果検証等を実施するほか、建物1階の用途誘導や駐車場の適正配置など、居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりに取り組みます。

③ 多様な主体によるまちづくりの推進

まちづくりを行う団体に対する支援や公共空間を活用した新たなまちづくりを推進するほか、地域の方が活動する際の支援制度を検討するなど、区民や事業者などの多様な主体の理解と協力を得ながら、公民が連携したまちづくりの取り組みを推進します。

④ 良好な市街地の形成

「台東区都市計画マスタープラン」の将来像実現に向け、様々な用途の共存や商店街・ものづくり産業の活性化等のため、地域特性に応じた用途の誘導のほか、建物の更新にあわせた空地やみどりの創出による市街地環境の向上等を図っていくため、新たな誘導・規制方策を導入します。

⑤ まちづくりに係る総合的な条例の検討

まちづくりに係る諸制度を体系化し、区民や事業者、区などの責務を明確化するとともに、区民や事業者などの多様な主体が協働して実効性のあるまちづくりを進めるため、「まちづくりに係る総合的な条例」の制定を検討します。

施策 42

ユニバーサルデザインのまちづくりの推進



目指す姿

- 年齢や性別、国籍、障害の有無などにかかわらず、すべての人々が安心して生活・移動できるまちが実現しています。
- ユニバーサルデザイン※や心のバリアフリー※の理念が浸透し、多様な人々が互いに尊重しながら助け合うまちが実現しています。

施策の指標

指 標 名	現 状 (令和 4 年度末)	目 標 (令和 10 年度末)
台東区バリアフリー特定事業計画※に定める公共交通特定事業の進捗率※	0% (令和 3 年度末)	増加
「心のバリアフリー」、 「ユニバーサルデザイン」 という言葉の意味を知っている 区民の割合	心のバリアフリー 35% ユニバーサルデザイン 52.8% (令和 3 年度末)	増加 増加

現状と課題

○公共交通事業者など施設設置管理者によるソフト面の対策強化や、学校教育との連携による心のバリアフリーの推進を図るため、令和 2 年に「バリアフリー法」が改正されるなど、すべての人々が安心して生活・移動ができる環境の実現に向けた法整備が進んでいます。

区では、これまで平成 23 年度～平成 24 年度に策定した「台東区バリアフリー基本構想」及び「台東区バリアフリー特定事業計画」に基づき、区内全域を重点整備地区としてバリアフリー化を進めてきた結果、特定事業の一つである公共交通特定事業の進捗率は、計画期間の終了時点（令和 3 年 3 月末）で 96.8%となりました。現在は、バリアフリー法の改正を踏まえて、令和 4 年度に改定した「同基本構想」及び「同特定事業計画」に基づき、区民や関係団体、事業者などと連携し、公共交通や建物、道路などのバリアフリー化を進めています。

また、快適な都市環境を形成するために欠くことのできない施設である公園・児童遊園



トイレ等について、「さわやかトイレ整備方針※」に基づき「誰でも、どこでも、安心して利用できるトイレ」を目指した整備を進めています。

今後も、誰もが安心して快適に過ごせるユニバーサルデザインの考え方を踏まえたまちづくりを推進するため、公共交通や建物、道路などの環境整備を進めるにあたり、国や東京都、事業者など、多様な主体と更なる連携を図っていく必要があります。

○心のバリアフリーの取り組みを推進するため、バリアフリー法の改正において、バリアフリー基本構想に、ハード整備に加えて心のバリアフリーに関する教育啓発特定事業を位置づけることが新たに明記されました。区においても、多様な人々が相互に理解を深め支え合う社会の実現に向け、心のバリアフリーの更なる普及啓発に努める必要があります。

また、バリアフリー法に基づく「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」では、地域特性を考慮した独自の取り組みが求められています。多くの観光客が訪れる本区においては、訪日外国人や高齢者、障害者等、誰もが円滑に観光を楽しめる環境づくりを実現するため、ハード・ソフト両面で観光客の受入環境の整備を推進する必要があります。

■ 主な取り組み

① ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた環境整備

誰もが安心して快適に過ごせるユニバーサルデザインの考え方を踏まえたまちづくりを実現するため、年齢や性別、国籍、障害の有無などにかかわらず、すべての人々が安心して生活・移動できるよう、公共交通や建物、道路などの環境整備を推進します。

② 区民、関係団体、事業者などと連携したバリアフリー化の推進

「台東区バリアフリー基本構想」及び「台東区バリアフリー特定事業計画」に基づき、区民や関係団体、事業者など多様な主体と連携を図りながらバリアフリー化に取り組みます。また、バリアフリー情報のより良い提供の手法について検討します。

③ 普及啓発の充実

高齢者・障害者疑似体験や障害者スポーツの体験のほか、区民や事業者向けの講習会の実施などを通して心のバリアフリーの普及啓発を図ります。また、訪日外国人や高齢者、障害者等、誰もが円滑に観光を楽しめる環境を実現するため、ニーズに即した施設整備だけでなく、観光案内所等との連携による情報提供の強化を図るなど、ハード・ソフト両面でバリアフリーに取り組みます。



目指す姿

- 既存住宅ストックが適正に維持・管理されて長寿命化が図られ、必要に応じて更新・再生されることで、これらのストックが資産として将来世代に継承されています。
- マンションと地域の良好なコミュニティが形成されています。
- 区民それぞれのニーズに合った居住形態を自ら選択でき、良質な住宅で安全に安心して住み続けられる住環境が整備されています。

施策の指標

指 標 名	現 状 (令和4年度末)	目 標 (令和10年度末)
定住意向	76.8% (令和3年度)	増加
最低居住面積水準※未満率	9.8% (平成30年)	減少
計画修繕調査費助成受給 マンションの修繕など実施割合	76.7% (令和2年度末)	増加

現状と課題

○台東区の住宅はマンションなどの共同住宅が約8割を占めています。現在、マンションの管理水準の維持向上に向け、相談会や専門家派遣等による管理組合への助言のほか、計画修繕調査費助成による修繕支援に取り組んでいます。今後は、老朽マンションの計画修繕や耐震改修に対する支援、管理組合の自主的な取り組みへの支援などを通じて、マンションの管理適正化をさらに促進していくことが必要です。

○新型コロナウイルス感染症の影響によりテレワークや在宅勤務を導入する企業が増加するなど、人々の働き方やライフスタイルは大きく変化しています。今後は、仕事と暮らしの両立に配慮した住宅など、良質な民間住宅の供給を誘導していく必要があります。

○再利用が難しい空き家数は横ばいで推移しており、年々老朽化が進んでいます。長期間放置されている建物については、防災防犯面や衛生面など、周辺環境への影響が懸念されることから、空き家の発生抑制や利活用、除却を促進する必要があります。



○区では、子育て世帯の居住水準の向上につながる住宅リフォームや三世帯同居に対する助成など、安心して子育てができる住まいづくりを支援しています。また、住宅確保に配慮を要する世帯が円滑に住まいを確保するため、平成31年1月に「台東区居住支援協議会」を設立し、関係団体と連携しながら居住支援などの取り組みを推進しています。さらに、高齢者住宅（シルバーピア）の供給や住宅改修費用の助成など、高齢者などが住み慣れた地域で暮らし続けることができる環境の整備を促進しています。

今後も、誰もが暮らしやすい住環境を実現するために、子育て世帯や高齢者、外国人住民等に対応した住宅の整備や居住支援を進めていく必要があります。

■ 主な取り組み

① マンションの管理適正化、耐震化及び長寿命化の促進

マンションの適正な管理を促進するため、専門家派遣や計画修繕調査費助成、管理計画認定制度などにより、管理組合の自主的な取り組みを支援するとともに、高経年マンションの円滑な修繕や建替えなどを推進します。

② マンションと地域との良好なコミュニティの創出

マンションなどの共同住宅の居住者が地域とのつながりを持つことで、良好な地域コミュニティが形成されるよう取り組みます。

③ 働き方の変化等を踏まえた良質な民間住宅供給の誘導

民間で供給されている住宅が、区民の居住ニーズを満たすとともに、周辺環境などとも調和した良質なものとなるよう誘導します。また、働き方やライフスタイルの変化を踏まえた民間住宅供給の誘導を図ります。

④ 空き家ストックの総合対策

空き家の適正管理に向け、区民などに対して意識の啓発を行うとともに、所有者などに対して必要な支援を行います。また、空き家に関する総合相談窓口において、改修などの建物に関する相談や相続などの法律に関する相談に対応し、空き家の適正管理や利活用を支援します。

⑤ 子育てしやすい住環境の確保

子育て世帯の居住水準の向上につながる支援や三世帯同居に対する助成を行うなど、安心して子育てができる住環境を確保します。

⑥ 住宅セーフティネットの推進

高齢者世帯やひとり親世帯などの住宅確保に配慮を要する世帯の居住の安定を確保するため、居住支援協議会において、要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅などの情報収集や情報提供、居住支援サービスの推進を図ります。

⑦ 高齢者などの居住の安定確保

高齢者住宅（シルバーピア）の供給や住宅改修費用の助成など、高齢者などが住み慣れた地域で暮らし続けることができる環境の整備を促進します。



目指す姿

- 文化や歴史、自然などの地域特性を活かしたまちづくりが進み、地域への愛着、誇りが持てる良好な景観が形成されています。

施策の指標



現状と課題

○台東区の景観は、桜の名所である上野公園や隅田公園、一年を通して台東区内各地で行われているお祭り、昔ながらの生活の情景を残す住宅地や商店街など、多様な資源で形成され、個性あふれる魅力的なものとなっています。区では、これら地域の特性を活かした景観形成を図るため、平成23年8月に景観行政団体^{*}に移行し、同年12月に「台東区景観計画」を策定しました。また、平成30年3月には「屋外広告物景観ガイドライン」を策定するなど、良好な景観形成に向けた取り組みを進めています。

さらに、平成28年7月に国立西洋美術館が世界文化遺産に登録されたことに伴い、世界文化遺産と周辺環境との調和・保全が重要となっているほか、各地区のまちづくりの進展など、本区におけるまちの景観を取り巻く環境が大きく変化しています。

今後も、台東区独自の景観の維持・保全のために、地域における景観資源と街並みの調和に配慮したまちづくりを進める必要があります。

○区では、景観への意識啓発を図るため、「小学3年生まちなみ絵画コンクール」や、良好な景観形成に寄与する建築物や継続的な団体活動を表彰する「景観まちづくり賞」を開催しています。また、地域の方々の合意による景観まちづくり協定を令和4年度末現在7地区で締結しているほか、令和4年3月に「谷中地区景観形成ガイドライン」を策定するなど、地域主体の景観まちづくりに取り組んでいます。

今後も、地域主体の景観まちづくりを推進するため、良好な景観形成に関する意識啓発



を図る必要があります。

○区では、桜の名所である隅田公園の桜の樹勢回復に取り組んできましたが、現在では多くの桜が生育旺盛な時期を過ぎ、衰退期に入っています。

今後も、重要な景観資源の一つである隅田公園の桜を継承するために、生育環境の改善や樹勢回復の取り組みなどを実施していく必要があります。

■ 主な取り組み

① 景観まちづくりの推進

「台東区景観計画」は、策定から約10年が経過しており、区のまちの景観を取り巻く環境の変化やこれまでの各地区のまちづくりの進展などを踏まえ、改定を進めます。また、景観計画の改定において地域特性に応じた景観形成方針や基準などを見直すことにより、それぞれの地域の個性を活かした街並みの形成を推進します。

② 地域主体の景観まちづくり

景観まちづくりに関わる区民や事業者の主体的な活動を支援するため、地域におけるルール作りの支援などを推進します。

また、区民や事業者を対象とした様々な啓発事業を通して、景観まちづくりに関する意識の醸成を図ります。

③ 隅田公園の魅力向上

将来にわたって桜の名所としての隅田公園を守るため、樹勢の衰退が見られる桜の再生に取り組めます。



景観まちづくり協定地区



目指す姿

●区と交通事業者などが協力し、台東区内の一体的な交通ネットワークが整備され、誰もが安全で快適に移動できる環境が実現しています。

施策の指標

指 標 名	現 状 (令和4年度末)	目 標 (令和10年度末)
台東区循環バス「めぐりん」乗客数	年119万人 (令和3年度末)	年182万人
1日あたりの放置自転車台数	1,578台 (令和3年度)	減少
船着場利用回数	年1,798回 (令和3年度末)	年2,700回

現状と課題

○台東区は、国内外から多くの観光客が訪れる観光地であることや少子高齢化が進んでいることから、交通に対するニーズが高まってきています。そのため、更なる交通利便性の向上に向けた新たな交通手段の検討が必要です。

○台東区循環バス「めぐりん」は、北（浅草回り・根岸回り）、南、東西、ぐるーりの5ルートを運行することにより区内のほぼ全域を網羅しており、区民や来街者にとっての身近な交通手段となっています。また、区内には、鉄道やバスなど多くの公共交通機関があり、「めぐりん」との連携や役割分担を図ることで、更なる交通環境の向上が期待できます。

○自転車は、環境負荷の低減や健康増進などの効果があり、身近な移動手段として、利用ニーズが高まっています。

区では、自転車の走行空間や利用環境の整備と安全利用に向けたルール・マナーの普及啓発に取り組んでいます。また、シェアサイクルの普及に向けた実証実験を行うなど、区民及び来街者の自転車利用の利便性向上を図っています。一方、放置自転車の数は減少傾向ではありますが、未だ多くの自転車が道路上に放置されています。

今後も、放置自転車や自転車利用中の交通事故を減らすため、自転車利用環境の更なる整備と安全利用に向けたルール・マナーの普及啓発に取り組んでいく必要があります。

○区では、隅田川における水上交通の活性化に向けて、平成28年6月から浅草東参道二天



門防災船着場を一般開放していますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて船舶の利用が大幅に減少しています。回遊性の向上と来街者の増加を図るため、関係団体との協議を行い、水上交通ネットワークの整備・充実に向けた方策を検討しています。

○安全安心な交通環境の整備に向けて、平成29年3月に策定した「台東区観光バス対策基本計画」に基づき観光バス対策を行っています。今後も、需要予測に基づいた観光バス駐車場の必要台数を整備するための場所や手法などの検討が必要です。

○上野の山と根岸・入谷を結ぶ重要な跨線橋である凌雲橋について、安全性確保のため、架け替えに向けた検討を行っています。

主な取り組み

①新たな交通手段の検討

区民や来街者の交通利便性の向上に向け、グリーンスローモビリティ[※]等の導入に向けた実証実験を実施するなど、新たな交通手段の検討を進めます。

②交通ネットワークの充実

循環バス「めぐりん」を、利用者のニーズを踏まえながら適正に運行し、区民や来街者などの区内移動を支援します。また、東京都や隣接区、民間事業者と連携や役割分担を図り、区内の一体的な交通ネットワークにより、誰もが安全安心で快適に移動できる環境の整備に取り組みます。

③安全な自転車利用環境の整備

放置自転車対策と自転車の安全利用に関するルール・マナーの普及啓発を推進し、歩行者・自転車・自動車にとって安全かつ快適に通行できる環境を整備します。

また、区民や来街者などの自転車利用の利便性向上とともに、放置自転車の削減や環境負荷の低減を図るため、民間事業者と連携したシェアサイクル事業を実施します。

④水上交通の活性化

新たな舟運事業者の参入を促すなど、浅草東参道二天門防災船着場の平常時における利用拡大に向けた取り組みを展開し、水上交通の活性化を図ります。

⑤観光バス対策の推進

観光バス予約システムの利便性向上に取り組むとともに、観光バス駐車場の確保に向けた検討や整備を行い、安全で快適な区民生活及び交通環境の実現に向けて取り組みます。

⑥凌雲橋の架け替え

来街者をはじめとした歩行者の利便性向上とともに、通学路及び災害時の避難路などの重要な役割を維持するため、関係機関と調整を行い、凌雲橋の架け替えに向けて取り組みます。

第2章 将来像の実現に向けて

基本目標4

誰もが誇りや憧れを抱く

安全安心で快適なまちの実現

(防災防犯分野)



目指す姿

- 各地域での不燃化や耐震化などが一層進められ、地域の総合的な防災性が向上し、災害に強いまちが実現されています。
- 大規模災害が発生した際の対応について、迅速かつ計画的な復興に向けた準備がなされています。

施策の指標

指 標 名	現 状 (令和4年度末)	目 標 (令和10年度末)
不燃領域率（谷中地区）	50.8% (令和3年末)	増加
耐震化率（住宅）	93.1% (令和3年度末)	増加
耐震化率 (特定緊急輸送道路沿道建築物)	85.2% (令和3年度末)	増加

現状と課題

○人々の暮らしに甚大な被害をもたらす自然災害が全国各地で発生しており、これまでも大規模災害に備えた防災・減災対策の取り組みが行われています。また、令和4年5月、東京都は10年ぶりに首都直下地震の被害想定を見直すなど、更なる対策に向けて着手しています。

区では、東京都から不燃化特区の指定を受けている谷中地区及び、内部市街地で木造住宅の不燃化が必要な北部地区などにおいて、防災性向上に向けた取り組みを推進しています。あわせて、令和3年6月に策定した「台東区耐震改修促進計画」に基づき、住宅や緊急輸送道路沿道建築物などの耐震化に向けた取り組みを積極的に支援しています。

市街地での被害をできる限り抑えるために、木造住宅が密集する地域などの不燃化や建築物の耐震化の促進など、防災性の向上に向けた更なる取り組みが必要です。



○台東区においては、国道・都道を含めた無電柱化率は令和2年3月末時点で約15%となっており、区では、令和2年3月に策定した「台東区無電柱化推進計画」に基づき、浅草地域や谷中地域における無電柱化に向けて取り組んでいます。

地震や台風などの自然災害では、電柱倒壊による道路閉塞などにより、避難や救助活動に支障が生じるなどの事態が起きており、これらを防ぐためにも無電柱化を推進していく必要があります。

○区では、災害が発生した場合に迅速かつ計画的に復興ができるよう、「復興まちづくり方針」の策定に向けた検討を進めています。

今後30年以内に首都直下地震が発生する確率は約70%とされる中、被災後の円滑な復興に向けた更なる取り組みの推進が求められています。

■ 主な取り組み

① 密集住宅市街地整備の促進

密集住宅市街地における道路や公園などの基盤整備や建築物の建替えにより、まちの不燃化を促進します。

② 都市の不燃化促進

火災に強い建築物への建替えを促進し、災害時の火災による延焼防止を図り、災害に強いまちづくりを推進します。

③ 建築物の耐震化の促進

国や東京都と連携の強化を図り、建物所有者などに対する耐震診断や耐震改修への助成等を通じて、建築物などの耐震化を促進します。

④ 無電柱化の推進

国や東京都と連携を図りながら、効果的・効率的に無電柱化を推進します。

⑤ 事前の復興まちづくりの検討

「台東区震災復興マニュアル」に基づき、地域住民や事業者の参加による復興模擬訓練を実施します。また、「復興まちづくり方針」を策定することにより、官民協働による復興の共通認識を醸成し、地域と一体となった復興まちづくりを推進します。



目指す姿

●地震や水害などの災害に対する自助・共助・公助の連携がより一層図られ、総合的に地域防災力が強化されています。

施策の指標

指 標 名	現 状 (令和4年度末)	目 標 (令和10年度末)
防災訓練の参加者数	年5,000人	年3万2,000人
災害に備えて水や食料などの備蓄や防災用具などの用意をしている区民の割合	66.6% (令和3年度末)	100%
災害対策本部運営訓練の実施回数	年4回	年5回

現状と課題

○東日本大震災以降も、平成28年の熊本地震をはじめ、平成30年の大阪府北部地震などの大地震が頻発しています。また、今後30年以内に、M7クラスの首都直下地震が70%程度の確率で発生すると予測されています。

区はこれまで、災害発生時を想定した総合防災訓練などの取り組みを推進してきました。しかし、令和3年度「台東区民の意識調査」では、「防災訓練に参加したことがない」と回答した人の割合が約4割となっています。引き続き、防災訓練への参加促進や初期消火のための通電火災対策の強化により、自助・共助の意識を醸成していく必要があります。

○台東区の住宅はマンションなどの共同住宅が約8割を占めています。令和4年5月に東京都が10年ぶりに見直した首都直下地震等による被害想定によると、台東区においては、建物被害や人的被害などの被害件数は減少している一方、閉じ込めにつながり得るエレベーター数は前回想定より約3倍に増加しています。区はこれまで、集合住宅への防災用資器材の購入費助成などの取り組みを推進してきましたが、更なる資器材の充実などの対策を進める必要があります。

○区では、各種防災訓練に加え、公助の取り組みとして、災害発生時を想定した災害対策本部訓練や防災アプリによる防災情報の配信を行っています。また、平成27年4月に



は、区役所本庁舎が被災した際に災害対策本部機能を担う「谷中防災コミュニティセンター」を開設しました。災害発生時に備え、災害対策本部機能や医療救護体制を充実させるとともに、区民への情報伝達体制の強化を図る必要があります。

○わが国は、国土の位置・地形・気候などの条件から、台風・豪雨・洪水などの災害が発生しやすい国で、近年は全国的に、集中豪雨による短時間での河川増水や堤防決壊により、甚大な被害が発生する事例が増えています。そうした中、内閣府と東京都は共同で、令和4年3月に「広域避難計画策定支援ガイドライン（報告書）」を作成し、行政機関など関係機関が連携して取り組む事項を整理しました。また、東京都は、都内の区市町村と令和3年12月に「東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定」を締結し、災害対策及び復旧に必要な職員の応援や居住者等の避難施設の提供などを決めました。

区では、令和2年度に策定した風水害対応方針に基づき、庁内体制を整備するとともに、水害ハザードマップを作成し、区民や事業者に対し水害に関する知識の普及啓発を行っています。また、要配慮者利用施設による避難確保計画の策定の支援を進めています。

今後、水害時の広域避難における東京都や区市町村との調整手順を具体化するとともに、水害発生時の避難方法や避難場所などについて、引き続き、区民や事業者への周知・啓発を図っていく必要があります。

■ 主な取り組み

① 自助・共助の取り組みへの支援

避難所運営キットを活用した地域での防災訓練や、学校における防災教育などを通して、区民一人ひとりの防災知識の修得や災害に対する備えを充実します。また、初期消火体制を強化するほか、区民や地域が自主的に行動するコミュニティ防災の構築を支援し、地域全体での防災力向上を図ります。

② 集合住宅に対する防災対策の推進

集合住宅における自助・共助の意識を高め、日頃の備えや在宅避難の普及啓発を図るため、防災講座や訓練、自主防災組織の活動支援など、集合住宅に対する防災対策の強化を図ります。

③ 災害時における応急対応力の強化

発災直後から応急対策活動を円滑に実施できるよう、災害対策本部機能の充実や、医療救護体制の整備を推進します。また、災害発生時に、区民や来街者が混乱することのないよう、迅速かつ的確に情報を提供します。

④ 水害対策の推進

国や東京都、首都圏の近隣自治体、関係機関などと連携・調整のうえ、広域避難場所の確保を推進するとともに、水害発生時に区民の命を守るための避難行動を定めた広域避難計画を策定します。また、より分かりやすい水害ハザードマップを作成し、区民や事業者への周知・啓発を進めます。



目指す姿

- 各避難所に即した避難所運営体制が構築されているとともに、誰もが安心して確実に避難できる環境が整備されています。また、発災時においても、帰宅困難者の安全な帰宅を支援する体制が整備されています。
- 災害発生後、区民が速やかに生活復興できるよう、区が的確に被災者生活再建支援業務を行う体制が整備されています。

施策の指標

指 標 名	現 状 (令和 4 年度末)	目 標 (令和 10 年度末)
自分がどの避難所に避難するかを知っている区民の割合	47.3% (令和 3 年度末)	100%
帰宅困難者対策訓練参加事業者数	延べ 87 団体	延べ 128 団体
被災者生活再建支援業務の研修を受けた職員の数	累計 101 人	累計 220 人

現状と課題

○区では、災害発生時に備え、区立小中学校を中心に 45 か所の避難所を設け、物資の備蓄を進めるとともに、個人のプライバシーや障害者、乳幼児などに配慮した避難所運営対策に取り組んでいます。また、令和 2 年 9 月に「避難所における新型コロナウイルス感染症対策（ガイドライン）」を策定し、適切なスペースの確保や避難者の受入体制についての対応方法を定めました。今後も避難所では、新興感染症^{*}に対応した運営を行う必要があります。また、地域が自主的に避難所を運営できる体制を一層強化するとともに、区民の避難所への避難が必要最小限となるよう、取り組みを進める必要があります。

○区では、自力での避難が困難な方を把握するため、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、特に支援を必要とする方の個別支援計画を策定しています。令和 3 年 5 月に「災害対策基本法」が改正され、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保のため、区市町村においては避難行動要支援者に対する個別避難計画の作成が努力義務化されました。引き続き、災害時に備え個別支援計画を策定するとともに、地域が要支援者を適切に支援できる体制づくりを進める必要があります。

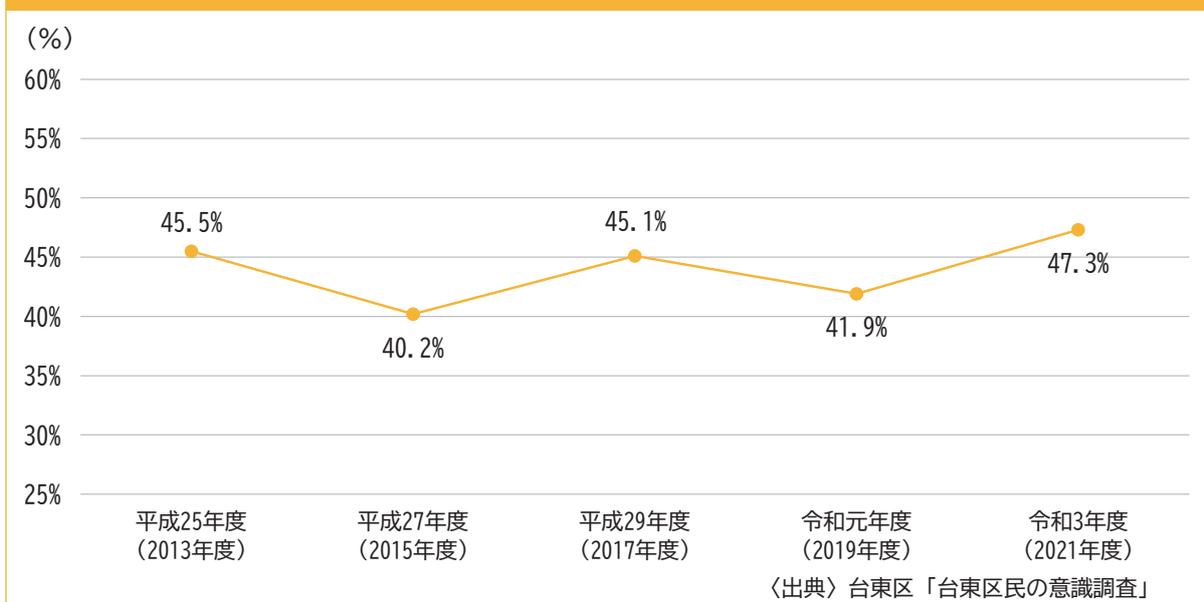


○ペットに対する災害対策への関心も高まっており、災害時におけるペットの同行避難への対応を進めていく必要があります。

○都心南部直下地震が発生した際の帰宅困難者数は、台東区内で最大約11万人と想定されています。区では一時滞在施設について、区立施設の指定や事業者に対する施設確保の協力の働きかけを行うとともに、帰宅困難者の発生を想定した避難訓練を実施していますが、災害時には、帰宅困難者を受入施設までの確に誘導していく必要があります。また、「東京都帰宅困難者対策条例」に基づく一斉帰宅抑制についての区民・事業者への周知など、帰宅困難者への情報通信体制の整備やターミナル駅周辺の一時的滞在施設の更なる確保を図る必要があります。

○震災後の区民の生活を迅速に再建するにあたり、罹災証明は様々な手続きの基礎となるものであることから、熊本地震の対応などを鑑み、区では平成30年度から東京都統一の被災者生活再建支援システムを導入しています。大規模な災害が発生した際、罹災証明の発行対象となる家屋は膨大な数になることが想定されるため、区が被害認定を早急に実施できる体制を整備していく必要があります。

自分がどの避難所に避難するのを知っている区民の割合の推移



■ 主な取り組み

① 避難者対策の推進

発災時に備えて、避難所物資の備蓄や備蓄倉庫の充実を図ります。また、地域が自主的に避難所を運営できるよう、様々な支援を行います。さらに、新興感染症に対応した避難所ごとの実態に合わせたきめ細かい避難所運営を行います。加えて、在宅避難の更なる周知や在宅避難者の支援に取り組みます。

② 避難行動要支援者対策の推進

避難行動要支援者名簿の対象となる高齢者や障害者の円滑かつ迅速な避難の確保を地域で推進するため、個別支援計画の策定を進めます。また、災害時に町会や民生委員など地域の方が要支援者を適切に支援できる体制づくりを進めます。

③ 災害時のペット対策の推進

災害時におけるペットの同行避難体制を整備するとともに、ペットの災害対策について、飼い主への普及啓発を図ります。

④ 帰宅困難者対策の推進

駅周辺滞留者対策推進協議会など関係機関と連携し、帰宅困難者対応訓練を行います。また、事業者との連携により、発災直後のターミナル駅における滞留者への発生状況等の迅速な情報提供と帰宅への支援を図ります。さらに、ターミナル駅周辺の区有施設の開設に向けたルール作りと職員体制の構築に取り組みます。

⑤ 生活復興対策の推進

災害発生後の区民の速やかな生活復興に向けて、研修や訓練を通して、被災者生活再建支援業務を運営します。また、他自治体職員や災害ボランティア等の支援受け入れに関する計画を策定するほか、従事職員の育成などを進めます。



帰宅困難者対策訓練



目指す姿

- 町会や商店街をはじめとする関係機関との連携が図られ、地域防犯力が向上しており、区民の誰もが日々の生活に安全安心を実感しています。
- 区民が消費生活に関する正しい知識を身に付け、合理的に行動するとともに、区の相談体制が充実することで、区民の安全安心な消費生活が確保されています。

施策の指標

指 標 名	現 状 (令和4年度末)	目 標 (令和10年度末)
台東区内の刑法犯の認知件数	2,525 件 (令和4年末)	減少
日常生活において犯罪に巻き込まれそうな不安を感じない区民の割合	64.3% (令和3年度末)	70%
消費者相談助言・あっせん解決率※	95% (令和3年度末)	100%

現状と課題

○台東区内における令和4年の刑法犯の認知件数は2,525件で、過去最も多かった平成12年と比較し約71%減少しています。一方で、還付金詐欺などの特殊詐欺の被害は依然として発生しており、令和4年は48件となっています。また、令和3年度「台東区民の意識調査」では、区内に住み続ける上での要望として「災害や犯罪などに対して安全・安心が確保されること」と回答した人の割合が32.5%と最も高くなっています。

区では、特殊詐欺被害防止対策として、高齢者が住む世帯に対し、電話がかかってくると自動で警告メッセージが流れ、通話内容を録音する自動通話録音機を無料で貸し出ししています。また、犯罪抑止のために、通学路や公園などに防犯カメラを設置しているほか、町会などが防犯カメラを設置する際の整備費用を補助しています。さらに、平成29年10月には、「台東区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例」を施行し、警察や



町会、地域団体などと連携したパトロールや、客引き行為等を行った者の指導などを実施しています。

台東区内の刑法犯認知件数は減少傾向にあるものの、区民の治安への関心は高く、高齢者を狙った特殊詐欺や子供・女性に対する犯罪も依然として発生しています。引き続き、地域との連携を強化し、防犯力を向上させていく必要があります。

○高齢化の進行、デジタル化の進展による電子商取引の拡大等が、消費者トラブルの更なる増加や深刻化を招くことが懸念されています。また、令和4年4月に民法上の成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、若者の消費者トラブルの未然防止に取り組む必要性がこれまで以上に高まっています。

令和3年度における台東区の消費生活相談件数は1,674件となっており、架空請求被害の多かった令和元年度をピークに減少傾向にあるものの、商品やサービスの複雑化・高度化を受けて、解決までの期間が長期化する傾向となっています。区では、正しい消費生活の知識を普及するため、広報誌の発行や出前講座を実施するほか、平成27年度から、様々な消費者被害を未然に防止するため、区民に対する啓発活動を行う「消費生活サポーター」を養成しています。消費生活を巡る状況が大きく変化する中、区民が的確に対応できるよう、消費生活に関する知識の普及啓発や相談体制の充実を図っていく必要があります。

主な取り組み

① 地域防犯力の向上

地域団体への防犯設備設置費用の助成や、区民への特殊詐欺被害防止対策のための自動通話録音機の貸与を行うほか、地域と連携したパトロール・指導を実施することにより、地域の防犯力向上を図ります。

② 関係機関とのネットワーク強化

区民や来街者の更なる安全安心の確保に向けて、事業者・地域団体など様々な主体と防犯に関する協定を締結し、必要に応じた関係機関への通報を依頼するほか、防犯に関する情報共有を図ることで、パートナーシップを構築・強化します。

③ 消費者教育の推進

区民が自立した消費者として生活を送るために必要な知識を修得できるよう、子供から高齢者まで幅広い年代に向けて効果的な啓発活動を進め、消費者教育活動の充実を図ります。

④ 消費者相談体制の充実

年々複雑化・深刻化する消費者相談に迅速かつ的確に対応するため、研修等による相談員の能力向上を通じて、相談体制の強化を図ります。

第2章 将来像の実現に向けて

基本目標4

誰もが誇りや憧れを抱く

安全安心で快適なまちの実現

(環境分野)



目指す姿

●家庭や事業所などで、二酸化炭素排出抑制のための自発的な行動が推進されるとともに、新エネルギーの利活用が促進され、地球環境に配慮した都市が形成されています。

施策の指標

指 標 名	現 状 (令和4年度末)	目 標 (令和10年度末)
二酸化炭素排出量	年104万9,000t-CO2 (令和元年度)	削減

現状と課題

○地球規模の環境危機を反映し、持続可能な開発目標（SDGs）※を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や「パリ協定」の採択、COP26※における「グラスゴー気候合意※」など、世界では脱炭素化を促す動きがさらに加速しています。国も、令和32年（2050年）までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言し、実現に向けたロードマップの作成やGX（グリーントランスフォーメーション）※実行のための検討を開始するなど、脱炭素社会の実現に向けた取り組みを推進しています。

東京都では、令和3年3月に「ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report」を策定し、令和12年（2030年）までに都内の温室効果ガス排出量を平成12年比で50%削減することや、ゼロエミッションビル※の拡大、ゼロエミッションビークル※の普及促進などを掲げ、脱炭素化に向けた行動の加速化を図っています。

区においても、令和32年（2050年）までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを宣言するとともに、環境基本条例の制定に向けた検討を行っています。

令和元年度の台東区の温室効果ガス排出量は117万3,000t-CO2eq※で、そのうち二酸化炭素排出量が104万9,000t-CO2となっており、前年度に比べとも減少しています。また、部門別の二酸化炭素排出量は、全体のうち民生家庭部門が約30%、民生業務部門が約45%、運輸部門が約15%となっており、3部門で全体の約90%を占めています。

区では、家庭や事業所に対する省エネルギー化の普及啓発や区有施設への省エネ設備の



導入、庁用車に燃料電池自動車等を導入するなど、地球温暖化対策を推進しています。また、緑化推進のための家庭や事業所への助成をはじめ、道路や歩道の透水性・保水性の向上を図るなど、ヒートアイランド対策を推進しています。

引き続き、深刻化する地球温暖化に対応するため、家庭や事業所における省エネルギー化に向けた取り組みの支援、区有施設などでの再生可能エネルギーの活用等をより一層推進していく必要があります。また、運輸部門での二酸化炭素の排出削減を図るため、燃料電池自動車の導入などを積極的に推進する必要があります。さらに、快適な都市環境を創出するため、引き続きヒートアイランド対策に取り組む必要があります。

○水素は、二酸化炭素を排出せずに利用できる新たなエネルギーとして期待されており、東京都では、令和4年3月に「東京水素ビジョン」を策定し、今後の水素エネルギーに係る利活用方針を示しました。区では、家庭用燃料電池の導入を支援していますが、水素などの新エネルギーについて区民などに広く啓発するとともに、利活用に向けた取り組みを推進していく必要があります。

■ 主な取り組み

①家庭や事業所などにおける省エネルギー化の推進

二酸化炭素排出量の大部分を占める家庭や事業所に対して、省エネルギーに関する普及啓発や再生可能エネルギー機器などの導入促進を図ります。

②区役所等での率先行動

区有施設の新築や改修などに伴い、省エネ・再エネ機器を積極的に導入するとともに、既存施設においても省エネ設備を導入するなど率先して取り組みます。また、区役所等において国産木材を積極的に利活用し、二酸化炭素の排出抑制につなげるとともに、職員による節電や使い捨てプラスチックの消費削減など、脱炭素行動を推進します。

③交通における環境負荷の低減

低公害・低燃料車等の普及啓発、公共交通の積極的な活用などを進め、環境負荷の少ない交通手段の利用促進を図ります。

④ヒートアイランド対策の推進

区有施設等において屋上緑化やみどりのカーテン設置など緑化の促進を図るとともに、建築物の断熱化などによる排熱の低減化を進め、ヒートアイランド対策に取り組めます。

⑤水素エネルギーの利活用促進

水素エネルギーに関する啓発イベントや家庭用燃料電池の導入補助等を通して水素利用の促進を図るとともに、燃料電池車両などの活用について検討します。



目指す姿

- 家庭や事業所でのごみの発生抑制に関する取り組みを通して、適正・適切な処理による更なるごみの減量が推進され、環境負荷の少ない循環型社会が形成されています。

施策の指標

指 標 名	現 状 (令和4年度末)	目 標 (令和10年度末)
区民一人1日あたりの区収集ごみ量	546 g (令和3年度)	480 g
事業系ごみ量	年5万2,016 t (令和元年度)	年4万7,970 t
食品ロス削減のための取り組みをしている区民の割合	76.5% (令和3年度末)	100%

現状と課題

○区民一人1日あたりの区収集ごみ量は、令和3年度546gとなっていますが、令和10年度までに480gまで削減する目標を掲げています。また、「令和元年度 台東区廃棄物排出実態調査」によると、家庭ごみが2万6,381tで全体の33.7%、事業系ごみが5万2,016tで全体の66.3%となっています。

このような状況の中、区では、区内全域で戸別収集を実施し、きめ細かな排出指導を行っているほか、集合住宅に対する働きかけを計画的に行い、家庭ごみの排出削減に取り組んでいます。引き続き、住宅の約8割が集合住宅である本区の特性を踏まえ、家庭ごみ削減のため、集合住宅に対するごみの適正な分別や排出に関する働きかけをより強化していく必要があります。

また、排出事業者に対しては、立ち入り指導などを実施し、事業系ごみの減量を図るとともに、ごみの適正処理に関する意識啓発を推進し、自己処理責任に基づいたごみの適正排出の徹底に努めています。今後も、本区のごみ量の約7割を占める事業系ごみの削減を図るため、事業所に対する更なる意識啓発や排出指導を行う必要があります。



○「令和元年度 台東区廃棄物排出実態調査」によると、区内の家庭から排出された燃やすごみの中に、手を付けず破棄されたり食べ残されたりした「食品ロス」が約1割含まれていました。

区では、食品ロス削減月間のパネル展やフードドライブの実施、事業者への食品ロス対策支援など、区民や事業者に対する啓発に努めています。引き続き、家庭や飲食店等から排出される、食べ残しや売れ残りなどの食品ロスを削減するため、区民や事業者が自らの行動を改善できるよう取り組みを推進する必要があります。

■ 主な取り組み

①家庭ごみの発生抑制

戸別収集を通して、各家庭への排出指導を強化するとともに、集合住宅に対して分別や排出ルールに関するより一層の働きかけを行い、ごみの減量を図ります。また、費用負担の公平性の観点から、将来的な家庭ごみの有料化のあり方についても検討します。

②事業所へのごみ排出指導

大規模な事業所などについては、廃棄物管理責任者講習や立入指導・調査を通して、排出指導や意識啓発を図ります。また、小規模な事業所については、戸別収集の特性を活かした排出指導を行うとともに、1日あたりの資源とごみ量の排出上限について、実態に応じた見直しを行うなど、事業系ごみの減量と適正な排出を推進します。

③もったいない意識の啓発

レジ袋や容器包装の削減を区民や事業者に働きかけるとともに、フードドライブの常設化やICT等の積極的な活用など、食品ロスの削減に向けた取り組みを推進します。



フードドライブ



目指す姿

●区民や事業者の再利用、再生利用に対する意識が向上し、資源の分別の徹底とより一層の資源化が促進されています。

施策の指標

指 標 名	現 状 (令和 4 年度末)	目 標 (令和 10 年度末)
区民一人1日あたりのごみ・資源排出量	721 g (令和 3 年度)	663 g
ごみ減量・リサイクルを意識し、積極的に実施している区民の割合	48% (令和元年度)	60%

現状と課題

○平成 30 年度以降の燃やさないごみの選別・資源化事業の開始などにより、令和 3 年度の台東区における資源回収量は 1 万 3,086 t で増加傾向にあります。また、「令和元年度 台東区廃棄物排出実態調査」によると、家庭から出る燃やすごみ、燃やさないごみの中に、資源回収品目がそれぞれ 18.2%、9.7%混入していました。

このような中、区ではイベントなどでごみや資源の適正排出についての普及啓発などを実施していますが、引き続き分別の徹底や適正な排出について周知するとともに、区民や事業者のリサイクル意識の向上を図り、より一層資源化を推進する必要があります。

○区民の自主的な資源回収活動である集団回収が安定して継続できるよう支援するとともに、平成 26 年度からポイント型集団回収を開始し、より資源を排出しやすい環境の整備に努めています。集団回収の登録団体は年々増加していますが、担い手の減少による活動の衰退への対策や、活動に参加していない層への普及啓発などに取り組む必要があります。

○東京都は埋立処分場の延命化を図るため、「廃棄物等の埋立処分計画」を策定し対策を進めています。そのような中、区においても平成 30 年 8 月から燃やさないごみの一部を、令和元年 8 月からは全量を民間処理施設に搬入し、選別・資源化することで、ごみの減量や



埋立処分場の延命化などに努めています。また、令和3年11月に生活家電等の粗大ごみを持ち込むことのできる窓口を整備し、更なる資源化を進めています。引き続き、埋立処分場の延命化の観点から、燃やさないごみや増加傾向にある粗大ごみの資源化をより一層推進していく必要があります。

○令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、消費者や事業者などあらゆる主体を対象に、包括的な資源循環体制の強化やサーキュラーエコノミー[※]への移行の加速化が図られています。東京都では、二酸化炭素実質ゼロの持続可能なプラスチック利用を令和32年（2050年）に実現することを目指し、令和元年12月に「プラスチック削減プログラム」を策定し取り組みを進めています。

区においては、更なる資源リサイクルの推進を図るため、令和4年度からプラスチックごみを資源として分別回収するモデル事業を実施し、令和6年度以降に区内全域への展開を予定しています。今後は、廃プラスチックの資源化だけではなく、プラスチックの排出自体を抑制していく必要があります。

■ 主な取り組み

① 家庭ごみ、事業系ごみの資源化の促進

区民にとって資源を排出しやすい環境を整え、排出機会の拡大に取り組みます。また、事業者に対しては、再利用計画書の提出や排出者責任を徹底し、資源化の促進を図ります。

② 自主的な資源回収活動の支援

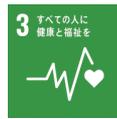
区民や地域団体などが集団回収などの自主的な活動を安定して継続できるよう支援するとともに、地域の実情に応じて資源の排出機会を拡大するなど、より一層の資源化と資源の有効活用を図ります。

③ 燃やさないごみ、粗大ごみの適正処理の促進

収集量が増加している粗大ごみの中から、資源化が可能な家電製品などの選別や資源化するための処理方法の構築を図り、区民がリサイクルに取り組みやすい環境づくりを推進します。

④ プラスチックの排出抑制と資源化の推進

燃やすごみとして収集・処理しているプラスチックごみを資源として分別回収することで、プラスチックの排出抑制と資源リサイクルの推進を図ります。また、マイボトル、マイバッグの使用推奨や使い捨てプラスチック使用量の削減など、区民や事業者の行動変容を促します。



目指す姿

●区民・事業者・区が一体となって、花とみどりの創出や保全が推進されるとともに、大気環境を良好に保つことで、身近な場所で自然に親しむことができる、潤いのある環境を形成しています。

施策の指標

指 標 名	現 状 (令和 4 年度末)	目 標 (令和 10 年度末)
緑被率	10.1% (平成 30 年度)	増加
魅力ある公園の再整備箇所数、 施設更新箇所数	再整備 0箇所 施設更新 1箇所	再整備 7箇所 施設更新 9箇所

現状と課題

○平成 30 年度「台東区みどりの実態調査」によると、区の緑被率は 10.1%、みどり率は 17.5%となっており、ともに平成 22 年度の調査時よりも低下しています。

そのような中、区では区民や事業者などに対する緑化の普及啓発やグリーン・リーダーの育成などに取り組み、みどりの創出を促進しています。また、区内に花を広げ、区民のおもてなしの心を育む取り組みとして、平成 28 年度から「花の心プロジェクト」を開始し、花の心フラワーサポーターの活動支援や講習会による普及啓発などを実施しています。引き続き、ヒートアイランド現象の緩和や潤いのある景観を創出するため、区内に花とみどりをより一層増やし、都市環境を改善していく必要があります。

○隅田川や不忍池はまちのクールスポットであり、都市環境保全に欠かせない水辺における緑地帯としての機能も有しています。区では、幅広い世代に対し、水質浄化や水辺環境向上の意識醸成を図るため、隅田川でのハゼ釣り大会や水質調査などを実施しています。

大気環境については、近年、良好な状態を維持しており、概ね環境基準を達成しています。また、幹線道路周辺地域における自動車騒音・振動レベルなどの調査を行い、環境保全のための基礎資料として活用しています。



水辺や大気環境の保全のため、引き続き啓発や監視などを行い、将来に向けた環境保全と快適な住環境に配慮したまちづくりを進める必要があります。

○公園については、みどりの創出や防災など多様な視点にも配慮した公園づくりを進めていますが、社会状況や区民の価値観の変化に伴い、公園に対するニーズはさらに多様化しています。今後、今ある公園の更なる有効活用を図り、安全・快適で、より魅力ある公園としていく必要があります。

■ 主な取り組み

①花とみどりの創出と保全

区有施設や区道、公園などの緑化推進をはじめ、地域や民間施設に花とみどりを創出するとともに、現在ある花とみどりの維持保全に努めます。また、イベント時の花による装飾支援などを通じて、区民や来街者へ潤いや憩いを提供し、花の心によるおもてなしをより一層推進します。

②多様な主体による緑化活動の推進

花とみどりの園芸講習会や民間施設への緑化助成などを通じて、区民や事業者など多様な主体による自発的な緑化活動を一層推進し、みどり豊かなまちの形成を図ります。

③水辺に親しむ機会の創出

隅田川の水質調査や水生生物調査を実施し情報を発信するほか、水辺に親しめるイベントの開催などを通じて、区民がより水辺を大切にしよう意識啓発を図ります。

④環境の監視

国や東京都と連携して、大気汚染や騒音などを継続的に測定することで実態を把握し、区民に対して積極的に情報提供を行い、環境に対する意識向上を図ります。

⑤多様な機能を備えた公園の整備

自然環境に配慮しながら、水遊び施設やスポーツコーナーなど区民ニーズの高い機能を区全体でバランスを考慮して配置し、安全・快適で魅力ある公園となるよう整備を推進するとともに、みどり豊かで潤いのある都市環境を創出します。

花の心たいとう ロゴマーク



花の心プロジェクト



目指す姿

●区民や事業者、地域の団体など多様な主体が連携し、環境に配慮した取り組みを行うことで、環境に対する意識が高まり、自主的・主体的な環境行動が実践されています。

施策の指標

指 標 名	現 状 (令和4年度末)	目 標 (令和10年度末)
環境学習講座受講者数	年1,569人	年7,500人
環境にやさしい暮らし方に取り組んでいる区民の割合	60.1% (平成25年度)	70%

現状と課題

○区では、環境学習の拠点である環境ふれあい館を中心に、子供から大人まで各世代に応じた講座を開催するなど、区民に対して環境学習の場を提供し、環境に配慮した自主的な行動につながるよう努めています。加えて、小中学生に対しては、地域における清掃活動への参加や清掃施設見学会の開催などを通して、環境教育を推進しています。

また、環境団体やNPOと連携した体験講座やイベントなどを開催することで、環境に関する情報を広く発信し、環境保全への意識啓発に取り組んでいます。

引き続き、区民や事業者、区などが連携して、多様な環境学習の機会を創出し、環境保全の裾野を広げていく必要があります。

○区では、地域におけるまちの美化を図るため、町会や商店街などと連携し、自主的な清掃・美化活動を行う団体・個人を支援しています。令和3年度末の大江戸清掃隊の登録団体数は380団体で、地域での自主的な環境への取り組みが活性化するとともに、区民などの環境美化意識の向上が図られています。

更なるまちの美化を図るため、今後も区民などによる自主的な環境への取り組みをより推進していく必要があります。



○令和2年4月に「改正健康増進法」及び「東京都受動喫煙防止条例」が全面施行されたことにより、屋内での喫煙が大きく制限されることとなりました。それに伴い、区では「東京都台東区ポイ捨て行為等の防止に関する条例」を改正し、歩きたばこの禁止や喫煙禁止時間の指定などを規定し、まちの美化の促進を図っています。また、令和4年3月に「台東区公衆喫煙環境の整備指針」を策定し、公衆喫煙所の整備やマナー指導員の配置など、更なる分煙対策に取り組んでいます。しかしながら、屋外での喫煙に関する意見が多く寄せられているため、喫煙する人としらない人が共存できる環境の整備をより一層進めていく必要があります。

■ 主な取り組み

①環境に関する学びの充実

区民や事業者などに対して講座や講演会といった環境学習の機会を充実させ、自主的な環境行動の実践につなげます。また、小中学校での環境教育を通し、児童・生徒一人ひとりが環境について学び、自ら考え、行動につなげられるよう取り組みます。さらに、環境ふれあい館のあり方についても検討し、環境学習の拠点としての機能の充実を図ります。

②多様な主体による環境行動と協働の推進

区民や事業者、地域の団体などと連携し、イベントの開催や情報発信などを行うとともに、多様な主体が自主的・主体的に環境活動に取り組めるよう支援します。

③喫煙マナーの向上と公衆喫煙所整備の推進

快適な都市空間を維持するため、公衆喫煙所の整備や民間事業者などに対する公衆喫煙所設置費等助成やマナー指導員の配置による喫煙マナーの啓発などに取り組み、喫煙する人としらない人が共存できる環境づくりを推進します。



大江戸清掃隊